

令和6年能登半島地震により被災されたみなさまに対する 託送料金等の特別措置

2024年1月5日
北陸電力送配電株式会社

このたびの2024年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により被災されたみなさまには、心からお見舞い申し上げます。

地域に存立の基盤を置く当社といたしましては、災害救助法が適用された地域およびそれらの地域に隣接する地域において、家屋損壊などの被害に遭われた需要者のご契約されている小売電気事業者さま、および、当社と最終保障供給契約または離島等供給契約をご契約いただいているお客さまからお申し出があった場合には、下記の特別措置を講ずることとし、1月4日、「託送供給等約款以外の供給条件」、「最終保障供給約款以外の供給条件」および「離島等供給約款以外の供給条件」を経済産業大臣に申請し、本日、認可・承認を受けましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象地域

(1) 2024年1月1日に災害救助法が適用された地域

富山県：富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市
射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町

下新川郡朝日町

石川県：金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市
白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町

羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

福井県：福井市、あわら市、坂井市

(2) 災害救助法が適用された地域に隣接する地域

富山県：魚津市、下新川郡入善町

石川県：野々市市、能美郡川北町

福井県：大野市、勝山市、鯖江市、越前市、吉田郡永平寺町、今立郡池田町
丹生郡越前町

岐阜県：飛騨市（神岡町および宮川町の一部）

2. 特別措置の内容

別紙のとおり

以上

別紙：特別措置の内容について

特別措置の内容について

○小売電気事業者さま

被災された電気のご使用者を需要者とする供給地点において、小売電気事業者さまから申出があった場合は、以下のとおりいたします。

① 接続送電サービス料金等の料金算定日の延長

接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2023年12月分（災害救助法適用日以降に支払期日を迎えるものに限ります。）、2024年1月分、2月分および3月分の料金算定日を、各々1カ月延長します。

② 不適用月の接続送電サービス料金等の免除

被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金は、被災日が属する月分の翌月から6カ月間に限り申し受けません。

③ 工事費負担金の免除

被災時から引き続き全く電気を使用されずに接続供給を廃止され、被災時の契約電力を超えない内容で2024年7月末日までに接続供給を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

④ 臨時工事費の免除

2024年7月末日までに再建等のために臨時接続送電サービスを申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

⑤ 使用不能設備相当分の基本料金等の免除

電気設備の一部が被災により使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金は、2024年7月末日まで申し受けません。

⑥ 引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける工事費の免除

2024年7月末日までに再建等のために引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合で、被災時の供給方法と同一のときは、原則として、その初回に限り工事費用は申し受けません。

小売電気事業者さまのお問い合わせ先

北陸電力送配電株式会社

ネットワークサービスセンター 0570-051-081（ナビダイヤル）

※受付時間 平日 9～12時、13時～17時

託送料金関係（①②⑤） 託送料金課 ナビ[4]

メールアドレス nsc.ryoukin@nw.rikuden.co.jp

工事費負担金関係（③④⑥） 系統連系課 ナビ[5]

メールアドレス nsc.futankin@nw.rikuden.co.jp

※特別措置の適用内容により担当部署が異なります

○当社と最終保障供給契約または離島等供給契約をご契約いただいているお客さま
最終保障供給契約をご契約いただいている地点において、お客さまから申出があった
場合は、以下のとおりとします。

① 電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）の延長

被災されたお客さまの2023年12月分（災害救助法適用日以降に支払期日を迎えるもの
に限ります。）、2024年1月分、2月分および3月分の支払期日を、各々1カ月延長し
ます。

② 不使用月の電気料金の免除

被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金は、被災日が属する
月分の翌月から6カ月間に限り申し受けません。

③ 工事費負担金の免除

被災時から引き続き全く電気を使用されずに需給契約を廃止され、2024年7月末日
までに新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが次のいずれにも該当
するときは、工事費負担金は申し受けません。

(1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。

(2) 契約負荷設備または契約電力等が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電
力等をこえないこと。

④ 臨時工事費の免除

2024年7月末日までに再建等のために契約期間が1年未満の電気の使用を申し込ま
れた場合は、臨時工事費は申し受けません。

⑤ 使用不能設備相当分の基本料金の免除

電気設備の一部が被災により使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の
基本料金は、2024年7月末日まで申し受けません。

⑥ 引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける工事費の免除

2024年7月末日までに再建等のために引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込
まれた場合で、被災時の供給方法と同一のときは、原則として、その初回に限り工事
費用は申し受けません。

最終保障供給契約または離島等供給契約をご契約いただいているお客さまのお問い合わせ先

北陸電力送配電株式会社

ネットワークサービスセンター 076-442-9939（専用回線）

※受付時間 平日 9～12時、13時～17時

メールアドレス nsc-kanri01@nw.rikuden.co.jp

以 上